

○農地賃借料情報（実勢賃借料）をお知らせします。

農地法第 52 条の規定に基づき、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までに締結(公告)された農地法及び農業経営基盤強化促進法(基盤法)による賃貸借契約における賃借料水準(10 a あたり)を次のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、この「賃借料情報」は実勢の集計値です。拘束力はありませんので、あくまでも賃借料設定の参考として活用ください。実際の契約の際は、当事者間で十分に話し合いをして、締結してください。

※10a 当たりの賃借料

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数 (筆数)
町内全域 (田)	38,500 円	160,000 円	4,300 円	15 筆

※標準小作料制度は、平成 21 年 12 月 15 日に廃止されました。

※データ数は、集計に用いた筆数です。物納支給は除いています。

※額は、算出された数字を百円未満で四捨五入したものです。

※今回は、農地法での賃借がありませんでしたので、基盤法のための集計となりました。

※畑については該当がありませんでした。